

随意契約（相手方指定）調書

件名	海外譲与用自転車整備点検委託	No. 5200394
工（納）期	平成28年12月28日	
契約締結日	平成28年6月15日	
契約金額	595,080円（消費税込み）	

契約相手方	東京都荒川区自転車商小売組合連合会
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件名	海外譲与用自転車整備点検委託
選定業者 (案)	名称：東京都荒川区自転車商小売組合連合会 所在地：荒川区町屋3-1-14 代表者：代表 新井 茂
特命理由	<p>本件は、荒川区で放置自転車として撤去・回収した自転車を、「再生自転車海外譲与自治体連絡会（MCCOBA）」を通して海外に譲与するため、点検・整備を行う委託契約である。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <ol style="list-style-type: none">① 荒川区に登録のある区内の自転車業者は17社あるが、そのほとんどが個人商店であり、1回の整備・点検につき約35台の自転車に対して、連絡会の自転車再生整備基準を満たした部品の調達等を含めた整備・点検を限られた期間内で、一業者が請け負うのは困難である。② 上記指名業者は、区内の自転車業者20社で構成されており、業務の速やかな履行が期待できる。③ 荒川区が連絡会に加盟した平成4年度から昨年度まで、上記業者が本件を受託しており、履行実績は良好である。 <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）